

## 別 表

## 指導監査の対象法人等及び実施機関

対 象 法 人 等	実 施 機 関
1 社会福祉協議会及び共同募金会 社会福祉事業団	厚政課 指導監査室
2 保護施設関係 救護施設、宿所提供施設及びこれらを経営する法人	指導監査室
3 老人福祉施設関係 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びにこれらを経営する法人	指導監査室
4 児童福祉施設関係 (1) 保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらを経営する法人並びに児童自立生活援助事業を行う者 (2) 障害児入所施設及び児童発達支援センター並びにこれらを経営する法人 (3) 児童厚生施設	指導監査室 指導監査室 こども政策課
5 身体障害者社会参加支援施設関係 身体障害者福祉センター及び視聴覚障害者情報提供施設並びにこれらを経営する法人	障害者支援課
6 障害者支援施設関係 障害者支援施設及びこれらを経営する法人並びに障害福祉サービス事業を営む法人	指導監査室
7 その他の社会福祉施設関係 (1) 無料低額宿泊施設 (2) 無料低額診療施設 (3) へき地保育所及び認可外保育所 (4) 母子・父子福祉センター	厚 政 課 厚 政 課 こども政策課 こども家庭課
8 入所措置の実施機関等関係 (1) 生活保護法に定める措置の実施機関 (2) 児童福祉法に定める措置等の実施機関 (3) 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める児童手当等の事務処理機関 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別障害者手当等の支給機関	厚 政 課 こども政策課 こども家庭課 こども家庭課 障害者支援課